

「人権擁護委員の日」に特設人権相談所を開設

昭和24年6月1日に施行された人権擁護委員法により、国民の基本的な人権を擁護する人権擁護委員制度が設けられ、市内には10人の人権擁護委員がいます。

▶日時：6月1日(木)、10:00～16:00

▶会場：市役所本庁舎4階相談室

▶内容：人権問題に関する相談(秘密は厳守します)

▶相談料：無料

*毎月第1・3木曜日(祝日の場合は翌木曜日)の13:00～16:00に、同会場で特設人権相談所を開設しています(17面参照)

☎人権・男女共同参画推進課 ☎963-9119

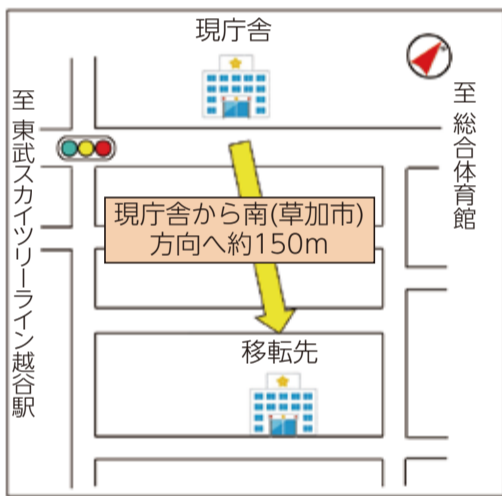
越谷警察署庁舎の一時移転

越谷警察署は、現在地において警察庁舎の建て替え工事を実施します。工事期間中は、現在地から南(草加市方向)へ約150mの仮設庁舎に移転して業務を行います。

▶工事期間：令和5年5月～7年10月(予定)

▶仮設庁舎業務開始日時：5月29日(月)、8:30から

▶移転先住所：越谷市東越谷7-11-6



☎越谷警察署 ☎964-0110

こしがや市民法律教室6月分

▶日時：6月17日(土)、13:30～15:30

▶会場：中央市民会館4階第16～18会議室、Zoomによるオンライン参加

▶テーマ：高齢者の財産管理～人生を上手に閉じるために～

▶講師：弁護士の西村友希さん

▶定員：来場・オンライン各60人

▶受講料：無料

▶申込み：5月22日(月)～6月11日(日)に電子申請で申し込み。または6月16日(金)までに電話でくらし安心課へ。オンライン参加を希望の方は電子申請のみ

☎くらし安心課 ☎963-9156



マイナポイント

第2弾の申し込みは 令和5年9月末まで

マイナポイント第2弾では、マイナンバーカードを取得した方に最大5,000ポイント(※)を付与します。また、マイナンバーカードの健康保険証としての利用申し込みをした方に7,500ポイント、公金受け取り口座の登録をした方に7,500ポイントを付与します。



▶対象 令和5年2月末までにマイナンバーカードの申請をした方で、9月末までにマイナポイントの申し込みをした方。マイナポイントの申し込みにはマイナンバーカードが必要です

▶申込み パソコンやスマートフォンから申し込み。詳しくは、マイナポイント事業サイトをご覧ください

* (※)…申し込みをしたキャッシュレス決済サービスで、9月末までに2万円までのチャージまたはお買い物をする事で、利用額の25%、最大5,000円分のポイントが付与されます

* 決済サービスごとに申し込み期限が異なりますのでご注意ください。

詳しくは、右記の二次元コードからご確認ください

☎マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178(ダイヤル後5番を選択)



要約筆記者養成講習会

▶日時：5月26日～令和6年2月9日の金曜日、19:00～21:00(全30回)

▶会場：障害者福祉センターこぼと館

▶内容：手話を使用しない聴覚障がいの方に、話し手の言葉を要約して書いて伝える要約筆記者の養成

▶対象：原則、市内在住・在勤で越谷市の登録要約筆記者を目指す18歳以上の方15人。定員を超えた場合は書類選考があります

▶受講料：無料(テキスト代4,000円(税込み)は受講者負担)

▶申込み：5月15日(月)までに専用フォームから申し込み。または、往復はがきの往信面に講座名・住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号・メールアドレス・志望動機(50字以内)を記入し、郵送(消印有効)で下記へ

☎障害者福祉センターこぼと館 ☎343-0813 越谷市越ヶ谷4-1-1中央市民会館内) ☎966-6633



ひきこもり家族のつどい

▶日時：5月17日(水)、13:30～15:30(今後の開催予定は市ホームページをご確認ください)

▶会場：中央市民会館4階会議室A・B

▶内容：自身の体験談や思いを語り合い交流を深める、家族支援プログラムCRAFTを学ぶ

▶対象：市内在住でひきこもり状態の当事者に関わる家族10人

▶参加費：無料

▶申込み：電話で下記へ

☎こころの健康支援室 ☎963-9214

中小企業のための税務調査の基礎知識～正しい理解で不安を解消！ 対策・事前準備のポイント～

▶日時：6月1日(木)、14:00～16:00

▶会場：越谷商工会議所集会室(中町7-17)

▶内容：調査動向、調査の法的知識、調査展開、事例、調査結果に納得できない場合の救済策、税務調査の観点から見た電帳法とインボイス制度

▶対象：市内事業者

▶受講料：3,000円(越谷商工会議所会員は無料)

▶申込み：専用フォームから申し込み

☎越谷商工会議所企業支援課 ☎966-6111



令和5年度創業者支援補助金の交付

▶対象：新たに事業を開始して1年を経過していない、または令和5年度内に開始しようとする方

▶補助額：創業に係る初期費用等(機械器具等費・外注費・広告宣伝費・借料・貸室等に係る家賃)の2分の1以内(上限100万円)

▶申込み：募集要項をご確認のうえ、6月19日(月)～30日(金)に申請書、事業計画書を電子申請または直接経済振興課へ。書類審査により決定。募集要項、必要書類は市ホームページから印刷できます

☎経済振興課(第三庁舎4階) ☎967-4680



6月の市民課休日窓口は6月4日(日)です

〈広告〉

困ったときの法律相談は 埼玉弁護士会法律相談センター 越谷支部へ

越谷市周辺の弁護士がご相談に応じます

予約 TEL 048-962-1188

※インターネットでも予約可能です。

弁護士会 越谷 検索



有料法律相談 30分 5,500円(消費税込)

月～金曜日 13:20～16:20(越谷支部での相談) 19:00～20:30 ※

土・日曜日 10:00～11:30 ※

※…担当弁護士の法律事務所での相談

無料法律相談 30分

- 債務整理
●交通事故相談
●訴訟中または調停中の事件

相談内容によって相談可能な日時・場所が変わります。詳しくはお問い合わせください。

